

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	裁判（訴訟）申立てのオンライン化と遠隔地からの裁判所への出廷等に向けた司法の ICT 化への規制緩和
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>1. 裁判は書面による申立てが原則で、持参又は郵送で行われている。持参の場合は裁判所までの移動コスト、郵送の場合は裁判所に届くまでに日数（時間）がかかる。また、裁判開始後も郵送でのやりとりが原則である。このため裁判を行う国民に移動コスト、時間コスト双方の負担を強いている。</p> <p>2. 法廷でのやりとり（期日と呼ばれる）は対面が原則である。期日には法廷等に出廷しなければならないが離島等、裁判所から遠距離に住む人に対してほど、時間・費用の面で裁判参加への敷居を高くしている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>代表的な法制度は以下の通りである。</p> <p>① 書面申立て：民訴規則 2 条 1 項 申立てには書面及び記名捺印等を要求。</p> <p>② 裁判所から当事者への郵送：民訴法 99 条 裁判所から当事者への送達は特別送達か書留郵便等、書面での到達を要求。</p> <p>③ 対面による期日の実施：民訴法 87 条 1 項本文 両当事者が口頭弁論期日に出廷し弁論を行うことを要求。</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	国民の利便性の観点から、オンラインでの申立書による申請、遠隔からの法廷（期日）への参加が可能になるような制度が望ましい。